

令和6年度 学校経営の基本方針

笛吹市立富士見小学校

はじめに

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定している。学校教育法では、小学校教育の目標を「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と規定している。

また、新学習指導要領では、子どもたちが「生きる力」を身につけるために、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有することを目指すべき理念とし、「社会に開かれた教育課程」の編成の重要性を示している。同時に、学校の教育目標を家庭や地域と共有し、学びの質を高めていくことも求めている。

一方、山梨県の教育施策に目を向けると、新たに策定された「山梨県教育振興基本計画」においては、「主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり ～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～」を基本理念に、「未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進」、「誰もが可能性を伸ばせる教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「学校を取り巻く教育環境の整備」を基本目標としている。これらを受けて、令和6年度の学校教育指導指針として、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「地域や世界で活躍できる人材の育成」「特別支援教育の充実」の5つを示している。

笛吹市の教育政策に目を向けると、新たに策定された「笛吹市教育大綱」においては、「人と文化を育むまちづくり」を基本理念に、「子どもたちの確かな学力の向上」「子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成」「安全、安心で質の高い教育環境の充実」「家庭・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」など7つの基本方針を示している。同じく新たに策定された「笛吹市学校教育ビジョン」においては、「心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子」をめざす子ども像に、「『生きてはたらく力』を身に付けた子どもの育成」「人やふるさとを大切にすることの育成」を基本目標としている。

このような教育基本法、学校教育法をはじめとする関係法規や県の「山梨県教育振興基本計画」「山梨県学校教育指導指針」、市の「笛吹市教育大綱」「笛吹市学校教育ビジョン」の理念に基づき、また、本校の教育に求められている保護者や地域の願い、社会が抱える今日的な課題等を踏まえて本校の学校経営の基本方針を次のとおり設定する。

1 学校教育目標

(1) 学校教育目標

～かしこく やさしく たくましく～

【知】自ら学び，自ら考え，問題を解決する子ども

【徳】自らを律し，他人を思いやる子ども

【体】健康でたくましい子ども

(2) キャッチフレーズ

『みんながハッピー』

⇒大切にしたい3つのF

みんなで (Family) 助け合い (Follow) 前進する (Forward)

2 めざす教職員像・学校像

(1) めざす教職員像

- ①子どもを大切にする教職員（愛情）
- ②可能性をあきらめない教職員（情熱）
- ③自己研鑽に励み，専門性を高める教職員（専門性）

(2) めざす学校像

- ①魅力があり，信頼される学校
- ②安全・安心な学校
- ③落ち着きと，けじめのある学校

3 経営の方針及び指導の重点項目

(1) 学級経営の充実

教師と児童の信頼関係及び児童相互のより良い人間関係を育む集団作りに取り組み，児童が所属意識や自己有用感を持つことができる学級経営に努める。

①肯定的な評価を大切にした学級経営の推進

・教師と児童及び児童相互の人間関係づくりに努める。

②集団への所属意識や自己有用感を高める課題解決型の活動の推進

③児童の自主性や主体性を大切にした学級活動の充実

(2) 確かな学力の育成（かしこく）

学習指導要領の趣旨を踏まえ，教育課程の編成と実施・評価に努めるとともに「主体的対話的で深い学び」を実現し，新しい時代に必要な資質・能力の育成に努める。

①「学びあう児童の育成」を目指した校内研究の推進

- ・授業研究を中心とした教職員の学び合いにより授業力の向上を図る。
- ・「わかる」「できる」が実感できる授業を展開する。
- ・「富士見小スタンダード」(「やまなしスタンダード」)に基づいた授業実践を推進する。
- ・児童の実態把握と深い教材研究に支えられた授業を創造する。
- ・児童の交流を重視した問題解決型の授業を充実させる。

②ICT を活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進

- ・個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。
- ・ICT 機器の活用について校内研修を実施し、有効活用を図る。

③保幼・小接続期カリキュラムの充実と、同一中学校区における小中連携教育の推進

④家庭と連携した家庭学習の充実及び定着

- ・家庭学習の手引きを発行し、保護者の理解・協力を努める。
- ・市教育委員会の「自学でつけよう！3つの力」や学習ノートを活用し自主学習の推進を図る。

(3) 豊かな心の育成（やさしく）

思いやりのある豊かな心と育てるとともに、よりよい生活や人間関係を築く力の育成に努める。

①自他を尊重し、考えやよさを認め合う人権教育の推進

②考え、議論する道徳教育の推進

③いじめや不登校児童が生じない組織的な相談・支援体制の充実

④思いやりや自己肯定感を育む学級活動や異年齢集団活動の充実

- ・児童の主体的な活動や異年齢交流を推進し、思いやりの心や自己肯定感を育む。

⑤児童自ら SOS を発信できる「SOS の出し方に関する教育」の推進

⑥「あいさつ 聞き方 言葉遣い(笛吹市学校教育ビジョン)」の実践

(4) 健やかな体の育成（たくましく）

体力向上の基礎づくりに努めるとともに、健康で豊かな生活を営むことができる児童の育成に努める。

①多様な動きを取り入れた体育科の授業の推進

- ・学級や児童会活動と休み時間の外遊びを相互に関連させながら、体力の向上に努める。
- ・運動量を確保し、基本的な動きや技能を身に付けさせる。

②基本的生活習慣の確立に向けた取組と心身の健康に関する相談・支援体制の充実

③献立や教科等と関連させた食育の授業の推進と食物アレルギー対応の徹底

④家庭と連携した「早寝、早起き、朝ごはん」等の生活習慣づくりの推進

(5) 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する専門性の向上に努め、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努める。

- ①多様性を認め合う交流及び共同学習の推進
- ②「個別の教育支援計画」を活用したきめ細やかな指導の充実
- ③特別支援コーディネーターを中心とした全教職員による校内支援体制の充実
- ④保護者や関係機関と連携した特別支援教育の推進

(6) 地域とともにある学校づくりの推進

地域の特色や人的・物的資源を生かした体験学習、キャリア教育、外国語教育等を通して、様々な人々と協働できる資質・能力の育成に努める。

- ①地域の人的・物的資源を活用した多様な学習の推進
- ②「わたしたちの笛吹市」「ふるさと山梨」の活用や俳句教室の実施等、地域と連携した、郷土学習の推進
- ③学校運営協議会の機能を生かした教育活動の推進
- ④NPO 法人「学びの広場ふえふき」による放課後子ども総合プランの実施

(7) 安全で安心な教育環境づくりの推進

子どもたちや教職員が安全で安心に生活できる環境づくりと、児童・家庭・地域から信頼される学校づくりに努める。

- ①関係機関と連携した安全教育の充実
 - ・ 笛吹警察，市消防本部，市関係部局等と連携した交通安全，生活安全，災害安全に係る教育の充実に努める。
- ②危機管理マニュアルの改善と学校安全に係る校内研修の推進
 - ・ 学校版タイムラインを活用した実効性のある避難訓練を実施する。
- ③定期的な安全点検の実施と校舎内外の環境整備・美化の推進
- ④児童の登下校時等，保護者や地域住民，関係機関と連携した安全の確保
- ⑤学校経営・運営の改善による働き方改革の推進